（許可証の書換え交付及び再交付）

第十九条　農林水産大臣は、次に掲げる場合には、遅滞なく、許可証を書き換えて交付し、又は再交付する。

一　第十七条第一項の規定による書換え交付又は前条の規定による再交付の申請があったとき。

二　法第四十四条第二項の規定により許可に条件を付け、又は同条第一項若しくは第二項の規定により付けた条件を変更し、若しくは取り消したとき。

三　法第四十七条の許可（船舶の総トン数の変更に係る許可を除く。）をしたとき。

四　法第四十八条第二項の規定による届出があったとき。

五　法第五十四条第二項又は第五十五条第一項の規定により許可を変更したとき。

（削る。）

六　（略）

（許可証の返納）

第二十条　許可を受けた者は、当該許可がその効力を失い、又は取り消された場合には、速やかに、その許可証を農林水産大臣に返納しなければならない。前条の規定により許可証の書換え交付又は再交付を受けた場合における従前の許可証についても、同様とする。

2　（略）

（削る。）

（削る。）

（許可証の備付け義務）

第二十一条　許可を受けた者は、許可証を当該許可に係る船舶内に備え付けなければならない。

（許可番号を表示しない船舶の使用禁止）

第二十二条　許可を受けた者（母船式捕鯨業、かつお・まぐろ漁業及び北太平洋さんま漁業の許可を受けた者を除く。次項において同じ。）は、当該許可に係る船舶の外部に別表第三に定めるところにより当該許可に係る許可番号を表示しなければ、当該船舶を当該漁業に使用してはならない。

2　許可を受けた者は、当該許可がその効力を失い、又は取り消された場合には、速やかに、前項の規定によりした表示を消さなければならない。

（削る。）

（操業制限）

第二十三条　許可を受けた者は、別にこの省令で定める場合のほか、別表第四の上欄に掲げる大臣許可漁業に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる制限又は禁止に違反して当該大臣許可漁業を営んではならない。

（許可証の書換交付及び再交付）

第十三条　農林水産大臣は、次に掲げる場合には、遅滞なく、許可証を書き換えて交付し、又は再交付する。

一　第十一条第一項の規定による書換交付又は前条の規定による再交付の申請があつたとき。

（新設）

二　法第六十一条の許可（船舶の総トン数の増加に係る許可を除く。）をしたとき。

三　法第六十二条第二項の規定による届出があつたとき。

四　法第六十三条において準用する法第三十四条第一項の規定により許可に制限若しくは条件を付け、又は同項の規定により付けた制限若しくは条件を変更し、若しくは取り消したとき。

五　法第六十三条において準用する法第三十九条第一項又は第二項の規定により許可を変更したとき。

六　（略）

（許可証の返納）

第十四条　指定漁業者は、当該許可がその効力を失い、又は取り消された場合には、速やかに、その許可証を農林水産大臣に返納しなければならない。前条の規定により許可証の書換交付又は再交付を受けた場合における従前の許可証についても、同様とする。

2　（略）

第三章　指定漁業の制限及び取締り等

第一節　通則

（許可証の備え付け義務）

第十五条　指定漁業者は、許可証を当該許可に係る船舶内に備え付けておかなければならない。

（許可番号を表示しない船舶の使用禁止）

第十六条　指定漁業者（母船式捕鯨業、遠洋かつお・まぐろ漁業、近海かつお・まぐろ漁業及び北太平洋さんま漁業の許可を受けた者を除く。次項において同じ。）は、当該許可に係る船舶の外部に別表第一の二に定めるところにより当該許可に係る許可番号を表示しなければ、当該船舶を当該漁業に使用してはならない。

2　指定漁業者は、当該許可がその効力を失い、又は取り消された場合には、速やかに、前項の規定によりした表示を消さなければならない。

（外国の法令の遵守）

第十六条の二　指定漁業者は、外国の領海又は排他的経済水域（ロシア連邦にあつては別表第五の九の項の上欄に掲げる区域、大韓民国にあつては同表の十一の項の上欄に掲げる区域、中華人民共和国にあつては同表の十二の項の上欄に掲げる区域。第三十一条において同じ。）において操業する場合には、第五条の二第二項に規定する漁業に関する法令に相当する当該外国の法令を遵守しなければならない。

（操業制限）

第十七条　指定漁業者は、別にこの省令で定める場合のほか、別表第二の上欄に掲げる指定漁業につき、それぞれ同表の下欄に掲げる操業の区域若しくは期間又は特定の区域若しくは期間における特定の漁具若しくは船舶を使用し若しくは特定の漁法によつてする操業若しくは特定の種類の水産動物の採捕に関する制限又は禁止の措置に違反して当該指定漁業を営んではならない。